令和２年２月２０日

総務部人事局人事課

夏期休暇の新設について

（非常勤職員就業等規則の一部改正について）

１　改正の理由

非常勤職員の休暇について、「人事院規則15―15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）」において、夏季休暇が新設されたことを踏まえ、必要な規定を整備するため。

２　改正の内容

有給の特別休暇として、夏期休暇を与えることができる場合等を定める。

〇夏期休暇を与えることができる場合

 夏期における健康管理のため必要と認められる場合

〇対象職員

６月以上の任期が定められている非常勤職員又は６月以上継続勤務している非常勤職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で１年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）

〇期間

 ７月１日から９月３０日（任命権者が職務の特殊性等により必要やむを得ないものと認める場合にあっては、６月１日から９月３０日）までの期間内において、３日以内で必要と認める期間

３　施行期日

令和２年４月１日

４　協議期限

　　　令和２年３月１８日